

FSC ジャパン FSC 日本国内森林規格第 1 草案公聴会

日時：2016 年 8 月 2 日（火）14：00～17:00

場所：大阪府立環境農林水産総合研究所 環境情報プラザ研修室

出席者：FSC ジャパン事務局 3 名（前澤、岩瀬、三柴ち）、規格策定グループ(SDG)1 名（速水）、一般 13 名

関連基準・指標	内容	FSC ジャパン回答
指標 8.5.5	木材の放射能汚染に関する指標が提案されているが、これは日本全国の認証取得者に求められるのか。	木材の放射能濃度が一定値以下であることを要求する指標ができた場合、全国の認証取得者全てに対しこれを満たすことが要求される。しかし、それを認証取得者がどのように証明し、審査員がどのように検証するかという点においては、地域的リスクを考え、日本全国で必ずしも木材 1 本 1 本の放射能濃度を測定する必要はないと考えている。現在の指標ではこの点について明確でないが、放射能汚染のリスクが低い地方では、国あるいは地方公共団体のデータを参照し、危険性が十分に低いことが確認できればこの指標を満たすと認めるようなガイドラインを示すことも検討している。
用語と定義	人工林と自然林の定義について議論になっており、日本独自の定義が提案されているが、認証現場ではこの判断は誰がするのか。	認証審査の現場で認証取得者が規格の要求事項を満たしているかどうか審査するのは審査員である。よって、自然林、人工林の判断についても審査員に委ねられることになる。
1.2.2b, 1.2.3	1.2.2b の注で、「地籍調査が終わっていないところでは、地図上および現地での境界について関係者すべてが合意していること」とあるが、これは現場ではどのように評価されるのか。地籍調査がなく、所有者側が話し合いによって境界を整理しようとしても、喧嘩好きで境界について文句をつけては裁判沙汰にしようとする人もいる。隣接地で境界の争いがあれば認証は不可能なのか。	地籍調査がない場合、どうしてもこの要求事項の検証は、関係者への聞き取りに頼らざるを得ない。その場合、やはり境界について争いが起きているということは問題となる。小規模なものである場合は、適切な紛争解決手続きをとっており、解決に向かっているということが確認できれば認証は必ずしも不可能とはならないと考える。また、問題となっている場所を認証範囲から外すことも考えられるが、基本的に認証は管理区画単位で行われるため、認証対象の管理区画の一部分だけ認証範囲から除外するには FSC・POL・20-003（認証範囲からの地域の切除）に記載された条件を満たす必要がある。この条件には、切除の原因となる問題が認証取得者にはどうしようもない問題である

		こと、その問題に対しできる限りの努力を行っていること、切除された地域の境界が明確であること、当該地域の情報が開示されていること、問題となる地域は、管理区画のごく一部に限られていることなどがあるが、これらの条件を満たし、問題となる地域を認証から除くことは必ずしも難しくないはずである。 しかし、管理している森林のあちこちで全面的にそうした問題が起きている場合は、やはり認証は難しいと言える。
指 標 8.5.2, 8.5.3	現在 FM 認証を取得しており、針葉樹については樹種を特定することは問題ない。しかし、広葉樹に関しては1つ1つの樹種の特定は行っていないが、これは今後、求められることになるのか。	世界的な流れとして樹種の特定は必要かつ重要だと考えている。欧米では既に数年前から違法木材の取引を禁止する法令が施行されているが、違法木材の取り締まりの点で樹種情報は大変重要である。樹種を偽って申告するというのは違法伐採、違法木材貿易の一般的手法であり、そうしたことを防ぐ意味でも樹種情報は必要である。また、樹種により希少性、伐採圧、成長量等が異なるため、樹種1つ1つの持続可能性を検証する上でも重要であるので、可能な限り樹種を特定する必要がある。 実際にこの要求事項を審査するにあたっては樹種を判定する能力が必要になるため、審査員の力量もかなり問われることとなる。
全般	規格は改訂されるが、これに伴い審査を行う審査員に変化はあるのか。これまでと変わらず、同じ審査機関の審査員が来ることになるのか。	基本的に変わらないと考える。審査員の質については国際的にも国内でもかなり問題となっている。昨年、審査員に対する要求事項が見直され、審査員の条件がより厳しくなった。しかし、認定された認証機関が審査員を育成し、審査サービスを行っていくというのは変わらないので、基本的に現在と同じく、認証機関から条件を満たした審査員が派遣されるということになる。
指 標 8.5.2, 8.5.3	搬出される木材の樹種の特定については、山林から雑多な広葉樹を全て一緒くたにしてチップで出すこともある。その際に一つ一つの樹種について厳密に伐採量、搬出量を記載するのは非現実的だが、混ぜた樹種を書き連ねればよいのか。	質問の点についてはまだ議論を十分にしておらず、現時点で正式な回答を出すことは難しい。自然林から多くの樹種を生産している海外では、林分調査などにより各樹種の出現率、成長量や生息場所なども考慮し、乱伐等によって特定の樹種の個体数が減少することがないように、各樹種について伐採量や搬出量を記載するのが一般的である。FSC 本部もそちらを基準に考えているはずだが、日本では樹種1つ1つの記載が非現

		実的ということであれば、そうした現実も考慮に入れ、議論していきたい。
全般	10 年認証を取得している団体で、8 年間 FSC 事業に携わっているが、今回日本国内の規格が作られることでより実情に合った認証となることを期待している。しかし、草案を読んでもみるとかなり複雑で、深めれば深めるほど地域性が出てきて難しいと感じている。 先程の説明では、2012 年に大規模な改訂があったということだが、その背景を教えてほしい。	FSC の原則と基準は何度か改定を繰り返しており、例えば原則 9 は原生林及び十分に成熟した二次林は切ってはならないという内容のものであったが、1999 年に高い保護価値をもつ森林(HCVF)の保全へと改訂されている。 2012 年の改定は久々かつ大規模なものだが、この背景には時代と共に変化する自然保護や社会問題などの流れを反映するということ、そして FSC の国際的な普及とともに様々な国から多くの事例によりこれまでの原則、基準に対する指摘が蓄積されたことがある。また、FSC の国際的認知度が上がるにつれ、それを利用しようとする組織が増え、中には問題のある企業も出た。そうした問題を避けるためにより厳格な規格が求められたという一面もある。 FM 認証の規格だけではなく、FSC には多くの規準文書があるが、科学的知見の蓄積や価値観の変化等に基づき定期的に見直されることになっている。
全般	他の森林認証もある中で、FSC はどう違うのか、そしてどのように差別化を図っているのか。	FSC は、政府による取り組みでは森林破壊を食い止められないとして、市場システムを活用し違法伐採などから生産された問題ある木材を市場で差別化するための民間の取り組みとして、林業者のみならず環境団体等の支援により設立された。様々な利害関係者の声を集めた国際的に統一された基準を使い、一貫した方法で認証を行うことで、国際的に最も信頼性の高い森林認証と言われている。 よく PEFC と比較されるが、PEFC は各国の業界主導で作られた制度を相互承認していくものであり、国際的な統一性、基準の一貫性という点では弱い。各国の規格にかなりの差があることは環境団体等からも指摘されており、例えば英国の PEFC は FSC とほぼ同じレベルの基準となっているが、国によっては特に社会面で基準が緩く、国内法令を満たしていれば実質認証がとれてしまうところもある。 また、FSC の特徴として、徹底したマルチステークホルダープロセス（様々な利害関係者を巻き込んだ議論）や環境・社会・経済のバランスを考慮した意思

		決定、そして情報の公開が挙げられる。例えば、FM 認証では審査や年次監査報告書の概要の公開が必須になっているなど、制度の透明性、オープンさは他の認証制度にはないものである。 他の森林認証制度と比べ、FSC は厳格すぎる、ハードルが高すぎるとの声もあるが、これは多くの人の声を聞き、国際的な信頼性を最も重視した結果に外ならないと考えている。
指標 6.5.5	認証面積の 10%を占める保護区を確保するのが難しいという声が上がっているということだが、当方の管理森林も多くは私有林となっている。管理面積の 10%を保護区とする要求を満たすために人工林を保護するよう森林所有者に求めるのは大変難しいが、どうにかできないか。	管理面積の 10%を保護区にするという要求については多くの認証取得者から大変厳しいとの声が上がっており、それを考慮し、影響の少ない SLIMF(小規模・低強度管理森林)にはこの要求が適用されない国内指標案を出した。しかし同様の指標を提案した中国の国内規格に対し、FSC 本部は保護区 10%の要求がすべての組織に適用されることを承認の前提とした。つまり、本部はこの 10%の保護区の規定は国際的に一貫させ、国内規格では妥協できないとの姿勢を見せている。FSC ジャパンでは日本の実情を説明し、本部の理解を求めていく方針だが、説得するのはかなり難しいと考えている。 多くの私有林を管理するグループ認証において、私有林を保護区とするよう所有者の理解を求めるのは大変難しく、地方公共団体に協力を求め、公共の森林（町有林、村有林等）を保護林として認証範囲に含めるのが現実的な対処方法だと考えられる。
指標 6.5.5	新規格では 10%の保護区の設置が求められているが、何を以て保護というのか。保護区ではどのような規制がかかるのか。従来の Soil Association の国内暫定規格では 10%の保全地帯が必要で、その内半分の 5%の保護区では商業的伐採は行わないという規制がかかっている。保護区 10%というのは難しいが、実現可能性は保護区で規制される活動にもよる。	用語と定義では、保全/保護は「特定された現存する多面的機能や文化的な価値を長期に渡って維持するように計画された管理活動。全く何もしないことから、最小限の介入、そして特定された価値を維持するため、または維持との両立が可能な程度の介入や活動を行うことまで幅広い」とあり、守るべき自然生態系のあり方や現状によって適切な保護措置というのは変わってくる。現在、商業的伐採の禁止等の明確な規制はなく、現場での判断が重要になると思うが、判断基準としてガイドラインを追加することも可能である。そうしたガイドラインが必要ということであれば今後検討していきたい。
P5 附則 C	附則 C についてもっと説明し	附則 C の生態系サービスに対する支払についての要

	てほしい。対象となる生態系サービスへの支払には、J-VER のような炭素クレジット取引も入るのか？ また、生態系サービスについて「広告宣伝をし、支払いを受ける場合」とあるが、支払いを受ける前であればこの追加項目は適用されないのか。	求事項については、現在本部でガイドラインを作成中であり、このガイドラインの完成後は国内規格もそれに沿ったものにすることが求められる。対象となる生態系サービスには、炭素隔離・貯蔵機能も含まれており、炭素クレジットの売買を目的とする J-VER も含まれると考えるが、生態系サービス認証を FSC の制度内で行うのか、他の認証制度を使うのかということも含め、このガイドラインの内容が現在不明であり、日本国内で附則 C についてまだあまり議論は進めていない。 ただ、この追加要求事項は支払いを受ける前であっても支払いを受けることを目的として広告宣伝をするのであれば追加要求事項をあらかじめ満たしておく必要があると考える。そうでなければ実際に購入希望者が現れても取引をすることができなくなってしまう。
基準 5.5	FSC の規格では環境や社会的な要求が多い中、基準 5.3 や 5.5 では会計についてのものとなっている。この中で収支のバランスが取れていることが求められているが、これは林業事業に限ったことか。当社では不動産などの他部門で主に収入を得、その収益で林業事業を賄っているところがあり、林業部門だけ取り出すと収支のバランスが取れない。これは認証を取得する際の障害となるか。	FSC は環境や社会面での便益がいつも強調されているが、経済も FSC の理念の 3 本柱のひとつであり、経済的継続性は林業には不可欠のものであると考えている。ただし、必ずしも林業事業のみで採算が取れていなくてはいけないというわけではなく、それは組織の森林管理の目的や方針にもよる。森林には、ビジネスとして収益を出すことを目的に管理されているものだけではなく、研究や社会貢献を目的として管理されているものもある。原則 7 では森林管理計画で森林管理の方針や目的を定めることが求められているが、その目的に合う経営管理が出来ているかが重要になる。 現在日本では大手も含め林業は全国的に赤字になっており、林業ビジネスだけで採算がとれているところは少ない。採算がとれているように見えても収入の多くは補助金によるものだったりする。審査員もより広い視野をもって、目的に合う森林経営を続けていくだけの予算が確保され、そのコストを捻出するための長期的計画があり、それが実行されているかどうかを評価しなければならない。
全般	基準が確定した暁にはこの専門的な要求事項を噛み砕き、わ	FSC でも規格の難解さ、複雑さは問題だと考えており、より多くの人にわかってもらうため、わかりやす

	かりやすく説明したものが公開されるのか。 現在認証担当として現場の作業員に説明をすることも多いが、施業をする側は木を伐ることのみを仕事として考えているので、環境や社会的な概念的な話をしてもわかってもらえない。説明をしやすいう、資料をもらえないか。	い言葉と親しみやすいイラストで原則と基準を説明する冊子を作成した。また、一般の人にも認証審査の疑似体験を通して理解を深めてもらおうと、認証林ツアーで使えるチェックリストも用意した。これらの資料は FSC ジャパンウェブサイトから自由に入手することができ、また、印刷された資料も無料で配布している。これらの資料は原則、基準までに限られており、200 ほどある指標までわかりやすく説明しようとするだけでまた分厚い資料になってしまうので、今のところ指標を説明する一般向け資料は考えていない。 関係者に FSC を説明する際、基準から入っていつて全体的な話をするのではなく、その人の関係があるところから話をするとうわかりやすいのではないか。作業員が FSC の規格の内容全てを熟知している必要はなく、安全衛生や施業の際の環境に対する配慮など、必要なところから話していけば理解してもらいやすいはずである。
全般	FSC の規格の中で求められている作業マニュアル等を FSC ジャパンで作るということはできないか。	マニュアル等は企業のノウハウになってしまい、地域性もあるので、それを FSC ジャパンとして行うのは難しいと考えている。 以前、速水林業で作業員と細かな相談の上作業マニュアルを作成し、他の団体の参考になればとそれを公開した。しかしその結果、深く考えずそのマニュアルを流用することで楽に認証を取得しようとする組織が出てきてしまった。結果、そうした組織では当事者意識が育たず、自分のものとして森林管理を見直すという機会が失われてしまった。森林管理の事情は組織ひとつひとつで違うので、自分のところにあった方針を作る過程も重要である。多少手間のかかる作業だが、従業員と一緒に毎日の作業の中で環境や社会的な側面も考えていけば大きな費用の増加にはならない。またこれを自分の手でやる意義は大きく、単に認証を取る以上の成果が得られるはずである。 また、作業マニュアルを作るというのは一種のコンサルティングに当たる可能性があるが、FSC としてどこまでやっていいのかは本部や各国オフィスでもかなり議論になっている。現在本部がガイドラインを作

		成しているところで、将来的には線引きが明らかになるはずだが、今は安易に認証取得を助けるツールを開発・提供することまでは考えていない。
--	--	--